

## 笠置町監査委員告示第2号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和6年3月25日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

### 記

#### 1. 監査を実施した日時等

日	時	令和6年1月30日(火)
		午前9時00分から午前10時40分まで
場	所	笠置町役場2階 議員控室
監査対象		1 建設工事の入札に係る最低制限価格の誤りについて
收受資料等		なし

#### 2. 監査内容

建設産業課が11月に実施した建設工事の入札に係る最低制限価格の誤りについて、経過報告、対応状況及び今後の対応方針について何うべく本監査を実施した。

#### 3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

### 【建設工事の入札に係る最低制限価格の誤りについて】

笠置町における最低制限価格の算出方法は国準拠としているが、共通仮設費及び現場管理費の端数処理誤りと併せて共通仮設費に係数である10分の9を乗じられていないことが最低制限価格の誤りの原因であったと伺っている。これはデータ入力をする Excel シートの数式を過度に信頼していたこと及び職員の認識不足に起因することから、今後の再発防止策としては職員の知識・理解を深めるとともに、同様の事案が生じた際の対応マニュアルや入札執行におけるルール作りを進めるとのことであった。

また、本件については最低制限価格の誤りにより、契約を続行するのか再入札かの町長判断が二転三転しており、事業者との協議が難航している。現時点では再入札を想定しているとのことであるが、早期解決を図らないことには公共事業の進展はない。一方的な行政の誤りであり、事業者に落ち度はないと認識しているのであれば、決して顧問弁護士任せになることのないよう、町として解決策を見出すとともに今後の方向性を明確に示すべきである。

なお、最低制限価格は各事業者が計算式に基づいて推測することが可能であるため、複数の事業者の入札金額が同額となり得る。最低制限価格に合わせざるを得ない金額での入札が、果たして公正な入札金額なのかという問題が生じてくる。最低制限価格の廃止や、最低制限価格に補正值 $\alpha$ を独自に付加する自治体もあることから、併せて庁内で議論をされたい。

以 上